

新たな高等教育機関

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関について

教育再生実行会議 第五次提言（平成26年7月）「今後の学制の在り方について」

社会経済の変化に伴う人材需要に即応した、質の高い職業人養成の量的拡大が必要

現行制度のみによる将来に向けた対応の限界

【大学】 制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能の更なる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

【短期大学】 地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複線化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

【高等専門学校】 中学校卒業時から学生を受け入れて、後期中等教育から高等教育まで一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、高等学校等の卒業者を大量に受け入れることは制度上想定しにくい。

【専門学校】 職業等に必要能力の育成を目的に掲げ、社会的ニーズに弾力的に対応して多様な職業教育を展開しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかで、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設し、高等教育を多様化

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」（平成26年10月～）

＜高等教育機関における位置付けや基本的方向性を審議＞

全12回の審議を経て、平成27年3月「審議のまとめ」を公表

中央教育審議会「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」（平成27年5月～）

＜具体的な制度設計を審議＞

全17回の審議を経て、平成28年5月答申

平成28年臨時国会に関係法令の改正案を提出予定
法令改正の必要な手続きを経て、平成29年10月施行予定（平成31年度開設の申請）

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の概要」
（平成28年5月30日中央教育審議会答申より）

養成する人材

- 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材
- 高等教育の終了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎（伸びしろ）を身に付けた人材

【身に付けさせるべき資質・能力】

- 専門とする特定の職業に関し、高度な専門的知識等を与え、理解を深化 [専門高度化]
- 専門とする特定の職業に関し、卓越した技能等を育成するとともに、実践的な対応力を強化 [実践力強化]
- 一定の産業・職業分野に関し、当該分野全般の、又はその関連の基礎知識・技能等を育成 [分野全般の精通等]
- 実践的スキルや、実践知と理論知、教養等を統合し、課題の解決や、新たな手法等の創造に結び付けられる総合的な能力を育成 [総合力強化]
- 職業人としての基礎的・汎用的能力や教養、主体的なキャリア形成を図るために必要な能力を育成 [自立した職業人のための「学士力」育成]

修業年限・学位

- 修業年限： 4年（学士課程相当）（前期2～3年・後期1～2年の区分制課程も導入）
2年又は3年（短期大学士課程相当）
- 学 位： 学士・短期大学士
（学位に付記する名称として、産業・職業分野の名称や、これに加え「専門職業」「専門職」等の字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確化）

教育内容・方法

- 分野の特性に応じ、卒業要件単位の概ね3～4割程度以上は、実習等（又は演習及び実習等）の科目を修得
- 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された企業内実習等を、2年間で300時間以上又は4年間で600時間以上履修
- 産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備
- 各授業科目について同時に授業を受ける学生数は原則40人以下（質保証の観点）
- 社会人等に対して、長期履修生や科目等履修生として学ぶ機会を積極的に提供する仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備

教員組織

- 必要専任教員数については、大学・短期大学の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定
(参考：現行基準における必要専任教員数)
工学系1学部・収容定員320人の場合 …… 20人（うち教授10人）〔学部の種類：14人（うち教授7人）＋ 大学全体：6人（うち教授3人）〕
- 教授、准教授等の資格基準（求める能力の水準）については、大学・短期大学と同等の水準を確保
- 実務家教員を教員組織の中に積極的に位置付けることとし、必要専任教員数のおおむね4割以上を実務家教員とするとともに、その半数以上は研究能力を併せ持つ実務家教員
- 設置認可時の教員資格審査において、実務家については、その実務卓越性に基づき、保有資格、実務上の実績、実務を離れた後の年数等を確認するなど、教員としての資格を適切に評価

その他

- 「教育」に重点を置くが、大学体系に位置付く機関として理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含めることとし、職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向
- 備えるべき施設設備、校地・校舎については、大学・短期大学の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を設定（校地面積や運動場等については弾力的な対応が可能な基準を設定）
- 専門高校卒業生、社会人学生など多様な学生を積極的に受け入れることを努力義務化